

「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）の一部を改正する告示（案）」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）の一部を改正する告示（令和3年個人情報保護委員会告示第9号）の一部を改正する告示（案）」に関する意見募集の結果について

令和4年3月 日
個人情報保護委員会事務局

個人情報保護委員会においては、令和4年1月19日（水）から令和4年2月19日（土）まで、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）の一部を改正する告示（案）」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）の一部を改正する告示（令和3年個人情報保護委員会告示第9号）の一部を改正する告示（案）」につきまして、広く国民の皆様からの御意見を募集しました。

その結果、この意見募集に対して3の個人又は団体から延べ3件の御意見が寄せられ、これらの御意見に対する当委員会の考え方について、別紙のとおり取りまとめました。

また、お寄せいただいた御意見を踏まえ、本日、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）の一部を改正する告示」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）の一部を改正する告示」を定めましたのでお知らせします。

なお、告示を定めるにあたり、案をパブリックコメントに付した後、別添の条項等について技術的修正等（パブリックコメントでの御意見を踏まえて修正したものを含みます。）を施しています。

御意見をお寄せいただいた皆様には感謝申し上げますとともに、引き続き、当委員会の活動に御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます。

(別添)

(1) 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）の一部を改正する告示

- ・新旧対照表（第1、第2②、第2⑤、第3-3、第3-4、第3-6、第4-2-(2)、第4-3-(3)、第4-4-(1)、第4-4-(2)、第4-4-(3)、第4-4-(4)、第4-4-(5)、第4-6、(別添1)表題、(別添2)③、備考)及び附則について、形式的な修正等を行いました。

(2) 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）の一部を改正する告示

- ・新旧対照表（第1、第2⑤、第2⑩(※)、第4-3-(4)、第4-4、第4-4-(5)、第4-6、第4-7、(別添2)③、(別添2)④、(別冊)6、備考)及び附則について、形式的な修正等を行いました。

(※)については、パブリックコメント御意見を踏まえて修正しました。